

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 4 項の規定による意見を書面により述べたので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該意見を、この公告の日から 1 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

平成 30 年 6 月 21 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ静岡草薙店

静岡市駿河区弥生町 795 番 2 外 23 筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ニトリ

代表取締役 白井 俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号

3 意見

県道側出入口 No.2 から右折出庫し、中ノ郷交差点を右折する現在の退店経路について、中之郷交差点における滞留の増長、無理な右折出庫による交通事故等の発生並びに出入口前面道路の円滑な交通の阻害等の問題を発生させないための対策を講じること。

対策に当たっては、県道側出入口 No.2 を「原則左折出庫」とし、その際、チラシ等による経路周知、路面標示や案内看板による左折誘導、必要に応じた交通整理員の配置など、右折出庫を防止する対策、また、チラシ等による経路周知や店内での案内表示など、出庫車両が左折・北進した際の生活道路への侵入を防止するための対策を併せて講じることが望ましいものである。

また、県道側出入口 No.2 を「原則右折出庫」とする場合は、道路混雑時又は来客混雑時には左折誘導させたり、交通安全を十分確保したうえで出庫誘導させたりするため、常時交通整理員を配置することが望ましいものである。

以上の対策が望ましいものであるが、「周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態」を回避するためには、最低でも以下の対策が必要である。

開店後、当面は常時交通整理員を配置し、その後、交通整理員の配置方法等を変更する場合は、概ね開店後1年間を通じた来客及び道路状況を十分把握・評価・分析し、交通管理者、住民、静岡市と協議した上で、適切な方法に変更することとする。